

立川柏町住宅 団地管理組合法人規約

平成18年7月

明9しとかじさる。

- 3 管理組合法人は、第1項各号の経費に充てるため借入れをしたときは、修繕積立金をもってその償還に充てることができる。

(建物修繕積立金)

第29条 管理組合は、それぞれの棟の各区分所有者が納入する建物修繕積立金を積み立てるものとし、積み立てた建物修繕積立金は、それぞれの棟の共用部分の、次の各号に掲げる特別の管理に要する経費に充当する場合に限って取り崩すことができる。

- 一 一定年数の経過ごとに計画的に行う修繕
- 二 不測の事故その他特別の事由により必要となる修繕
- 三 棟の共有部分の変更
- 四 建物の建替えに係る合意形成に必要な事項の調査
- 五 その他棟の共用部分の管理に関し、その棟の区分所有者全体の利益のために特別に必要な管理

2 前項にかかわらず、区分所有法第62条第1項に規定する建替え決議（以下「建替え決議」という。）、一括建替え決議又は建替えに関する区分所有者全員の合意の後であっても、円滑化法第9条の建替組合設立の認可又は円滑化法第45条のマンション建替事業の認可までの間において建物の建替えに係る計画又は設計等に必要がある場合には、その経費に充当する為、管理組合は、建物修繕積立金から建物の取り崩し時に建替え不参加者に帰属する建物修繕積立金相当額を除いた金額を限度として、建物修繕積立金を取り崩すことができる。

- 3 管理組合法人は、第1項各号の経費に充てる為借入をしたときは、建物修繕積立金をもってその償還に充てることができる。

(区分経理)

第30条 管理組合は、次の各号に掲げる費用ごとにそれぞれ区分して経理しなければならない。

- 一 管理費
- 二 修繕積立金
- 三 建物修繕積立金

(使用料)

第31条 駐車場使用料その他の土地及び共用部分等に係る使用料（以下「使用料」という。）は、それらの管理に要する費用に充てるほか、修繕積立金として積み立てる。